

浜松市物品調達等電子入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市契約規則、浜松市物品調達等におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要領、その他法令等に定めるもののほか、浜松市（以下「市」という。）が静岡県共同利用電子入札システムのサブシステムである物品電子入札システムを利用して物品調達等の手続きを行うため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 静岡県共同利用電子入札システム

静岡県内の市町が共同で利用する情報システムで、工事関係及び物品調達等にかかる入札（見積合せを含む。以下同じ。）を処理するシステムで、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札候補者決定までの事務を処理するシステムをいう。

(2) 物品電子入札システム

静岡県共同利用電子入札システムのサブシステムで、市の物品調達等にかかる事務手続きを処理するシステムをいう。

(3) 電子入札

物品電子入札システムを利用して執行する見積合せをいう。

(4) 紙入札

電子入札によらず書面により執行する見積合せをいう。

(5) オープンカウンター（公募型）方式による見積合せ

浜松市ホームページ及び物品電子入札システムなどにより案件を公開し、見積合せへの参加を希望する者からの見積書の提出により、契約の相手方を決定する方式をいう。

(6) ID

市の入札参加資格登録業者のうち、本店もしくは契約を委任した支店等が市内にある者に対して市が交付した識別符号をいう。

(7) 電子くじ

電子入札において、落札候補者となるべき見積をした者が2者以上あるときに物品電子入札システムの機能を使用して落札候補者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象は、オープンカウンター（公募型）方式による見積合せ案件とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(電子入札手続きを行うための条件)

第4条 物品電子入札システムを利用できる者は、当該年度における市の入札参加資格者

名簿に登載されている者とする。

(電子入札手続き)

第5条 電子入札に参加しようとする者(以下「電子入札参加者」という。)は、物品電子入札システムにより入札手続きを行わなければならない。

2 物品電子入札システムを利用しようとする者は、物品電子入札ID、パスワード交付申請書(様式1)を提出し、市からID及び初期パスワードの交付を受けなければならない。ただし、入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示に定める定期審査による申請を行った者は、この限りでない。

3 市からID及び初期パスワードの交付を受けた電子入札参加者は、静岡県共同利用電子入札システム利用規約を遵守しなければならない。

(ID及びパスワードの管理)

第6条 電子入札参加者は、市から交付されたIDは適正に管理しなければならない。また、初期パスワードの交付を受けた後、ただちにパスワードを変更し、他者に知られることのないように管理しなくてはならない。

2 IDは市における当該年度物品入札参加資格登録者に交付されるものであり、第三者に譲渡、使用、委任等の行為は一切これを禁止する。

(見積書の提出)

第7条 電子入札参加者は、物品電子入札システムは別表に定める運用時間内に物品電子入札システムを利用し見積書を作成し、その都度指定される見積受付期間内に提出しなければならない。なお、届出した契約印を付することに代えて、物品電子入札システムよりID及びパスワードを入力するものとする。

2 市長は、物品電子入札システムに電子入札参加者の見積書が到達したときは、物品電子入札システムより見積受付票を送信するものとする。

(見積書提出後の撤回等)

第8条 電子入札参加者が一度提出した見積書の撤回、訂正等はできないものとする。

(紙入札の取扱い)

第9条 電子入札参加者は、次に掲げる場合は、紙入札に切替えることができる。

(1) 自然災害などによる大規模な停電等の事故が発生したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

2 電子入札参加者は、紙入札での参加を申請する場合は、紙入札移行申請書(様式1)を提出し、市長の承認を受けてから紙入札を行うことができる。

3 紙入札の承認を受けた電子入札参加者は、案件ごとに市長の指示に従うものとする。

4 紙入札による見積書の提出期間については、特段の指示のない限り、物品電子入札システムによる受付期間と同一とする。

(電子入札締切り日時)

第10条 電子入札における入札手続きについての締切り日時は、電子入札参加者が送信

した見積書が物品電子入札システムに到達すべき時刻とする。

- 2 電子入札参加者の送信した見積書が入札締切り日時までに物品電子入札システムに到達しなかったときは、当該電子入札参加者は不参加とする。
- 3 市長は、見積書の受付を締切ったときは、電子入札参加者に対し、物品電子入札システムより見積締切通知書を送信するものとする。
- 4 その他、電子入札に係る日時の設定にあたっては、浜松市ホームページ等により通知する。

(見積合せ案件の取止め)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見積合せ案件の取止めを行うものとする。この場合、市長は、当該電子入札参加者に対し、物品電子入札システムより取止め通知書を送信するものとする。

- (1) 調達の必要がなくなったとき。
- (2) 仕様書の内容に変更が生じ当初の調達品と著しく異なるとき。
- (3) 電子入札に際して不正の行為等があったと認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

(くじ番号)

第12条 電子入札参加者は、物品電子入札システムにより見積書の提出をする際に、くじ引きに使用する数字(以下「くじ番号」という。)を入力しなければならない。くじ番号は任意の3桁の数字とする。

- 2 紙入札による参加が認められている者が、紙入札を行うときは、見積書へくじ番号を記載するものとする。

(開札)

第13条 開札は事前に設定した開札予定日時後に一括開札処理の方法により行うものとする。

- 2 紙入札方式による見積参加者がいる場合は、入札執行職員立会いのもと、市の契約担当職員が紙媒体の見積書を開封してその内容を物品電子入札システムに登録する。なお、くじ番号が未記入又はくじ番号として判断できない場合においては、そのくじ番号の全て又は一部を「0」と読み替えて任意の番号とする。
- 3 希望する見積参加者等は開札に立ち会うことができる。その場合、事前に契約担当課へ連絡するとともに、開札会場内では、指定された場所で立ち会うことができる。

(くじ引き)

第14条 市長は、開札の結果、落札候補者となるべき見積者が複数いる場合は、電子くじによって落札候補者を決定するものとする。

(落札候補者の決定)

第15条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって見積した者を落札候補者とする。

2 市長は、落札候補者を決定した場合は、当該電子入札参加者に対し、物品電子入札システムにより見積結果通知書を送信するものとする。

(保留)

第16条 市長は、開札後ただちに落札候補者を決定することができないときは、当該電子入札参加者に対し、物品電子入札システムにより保留通知書を送信するものとする。

(再度の見積徴収)

第17条 開札をした場合において、見積参加者の見積金額が予定価格の制限の範囲内がないときは、再度の見積徴収を行うことができる。

2 再度の見積徴収の受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、物品電子入札システムにより再見積通知書を送信するものとする。なお、紙入札方式による見積参加者については、電話等他の通信手段によって執り行うことができるものとする。

(不調)

第18条 市長は、落札候補者がなく不調となった場合は、当該電子入札参加者に対し、物品電子入札システムより不調通知書を送信するものとする。

(システム障害等に関する手続き)

第19条 市長は、物品電子入札システムに障害等が発生した場合において、復旧、回復までに時間を要することにより適正な電子入札事務処理が困難であると認めるときは、紙入札へ切替えることができる。

2 紙入札へ切替える場合は、全ての見積参加者へ連絡するとともに、紙による見積書の提出を求めることができる。この場合、既に物品電子入札システムにより提出された見積書は無効とし、改めて紙による見積書の提出を求めることができる。

3 紙入札に切替えした場合、提出方法、提出期限等はその都度市長がこれを定める。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

物品電子入札システム利用時間	平日8時から20時（土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）
----------------	---------------------------------------

様式 1 (第 5 条関係)

物品電子申請 I D、パスワード交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市

浜松市長 鈴木 康友

(申請者) * 入札参加資格登録者

1. 事業所名称 (本社情報)

住所又は所在地	
商号又は名称	
(役職) 代表者氏名	
電話番号	

2. 委任先 (委任先があれば記入)

住所又は所在地	
商号又は名称	
(役職) 代表者氏名	
電話番号	

下記とおり交付します。

平成 年 月 日

浜松市 浜松市長 鈴木 康友

I D	
パスワード	

様式2（第9条関係）

紙入札移行申請書

平成 年 月 日

（あて先）浜松市

浜松市長 鈴木 康友

（申請者）住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者

印

下記案件について、物品電子入札システムからの処理ができないため、紙入札への移行を申請します。

記

1 案件名

2 物品電子入札システムで参加できない理由

上記案件につきまして、承認します。

平成 年 月 日

浜松市 浜松市長 鈴木 康友

印

*速やかに見積書を作成し、提出してください。

提出期限 平成 年 月 日 時まで